## 主 文 本件抗告を棄却する。 理 中

本件即時抗告の理由は別紙記載のとおりである。

よつて訴訟記録を調査するに、

(一) 本件公訴事実は被告人はAと共謀の上昭和二十五年十一月十四日午後七時過頃福島県南会津郡 a 村大字 b 字 c d 番地 B 所有の製材工場倉庫内部において同倉庫床上に揮発油入罐の内にろうそくを立て其の周囲を蚊張等をもつて覆い燐寸をもつてろうそくに点火してろうそくより揮発油に引火させ更に前記蚊張、床板等に延焼せしむる装置をなして午後八時頃前記計画に基き放火し、よつて人の現在せざる前記 C 家倉庫並に之に接する製材工場各一棟を焼燬したというのであつて此の被告事件は福島地方裁判所若松支部法廷で裁判長裁判官 D、裁判官 E、裁判官 F 列席の上公判が開始された。

(二) しかるに右裁判官D、同Eは曩にB、Aに対する放火被告事件につき合議体の構成員として審理に関与し、被告人はAと共謀して昭和二十五年十一月十四日福島県南会津郡 a 村大字 b 字 c d 番地所在の工場に接続して建設された倉庫内に放火して同工場。倉庫等を焼失せしめたとの事実を認定してAを有罪とした。

放火して同工場、倉庫等を焼失せしめたとの事実を認定してAを有罪とした。 の事実は明らかに認定しうるところである。しかし裁判官D、前に合議を の一構成員として異に審判したA外一名に対する放火被告事件につき有罪の判決を したというるところであるが、大被告事件につき有罪の判決を したという場所であって、事実審裁判官の自由裁量に基と断じたりするとは 来ないるはないという制限があるのであるからこの点についても裁判官の に類は絶対に許容されない。しかも右裁判官が特に不公平な裁判官の合議体の に対する本件の審判に当り其の審理を省略したりすると経験専 であっている。というでありないである。といるでありないでである。といるである。 に対するを要理開始前既にいても表と疑いで、 を受けるである。されば前に共犯者の一部の者のを がきてある。されば前に共犯者の一部の者のとはである。 と断ずべきである。されば前に共犯者の一部の者のとは一次を と断ずべきである。されば前に共犯者の見解に立脚した単なる杞憂に上た 判定がきてある。されば前に共犯者のの見解に立脚である。 と断ずに起訴された本件被告人の審判に関与した単の原因にある。 と断ずに起訴された本件被告人の審判に対することはの原因である。 と断ずに起訴された本件被告人の審判に関与することがの 判定がきてある。 とが、きである。 とが、きである。 とが、きている。 といるのにも該当したいのみならずにと解すべきである。 と断ずに起訴された本件被告人の審判にである。 といるのにも該当しないのよるにも、 対定が、まにいかなお には、まにいかなお には、まにいかなお には、まにいかなる。 には、まにいかない。 には、まにいかなが、まにいかなが、まにいかない。 の除斥る違のもは理由なくとを却下した原決定は相当である。

仍て刑事訴訟法第四百二十六条第一項に則り本件抗告を棄却すべきものとして主 文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 大野正太郎 裁判官 松村美佐男 裁判官 蓮見重治)